市原市事業者用省エネ最適化診断補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市長は、地球温暖化対策推進のため、省エネ最適化診断を受診した事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、市原市補助金等交付規則（昭和38年市原市規則第39号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　省エネ最適化診断　資源エネルギー庁によるエネルギー利用最適化推進支援に係る一般財団法人省エネルギーセンターで実施する省エネ最適化診断、省エネお助け隊で実施する省エネ診断その他これらと同等の省エネルギー行動をサポートする診断サービスをいう。

(2)　事業者　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に規定する中小企業者及びこれに類する者として市長が適当と認める法人（常時使用する従業員数が100人以下である者に限る。）であって、次のいずれにも該当しないものをいう。

ア　発行済株式の総数又は出資金額の総額の２分の１以上を同一の大企業（中小企業基本法第２条第１項各号に掲げる中小企業者以外の事業者をいう。以下この号において同じ。）が所有しているもの

イ　発行済株式の総数又は出資金額の総額の３分の２以上を大企業が所有しているもの

ウ　大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めているもの

(3)　事業所　工場又は事務所その他の事業場をいう。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内に所在する事業所において実施する省エネ最適化診断を受診する事業とする。ただし、省エネ最適化診断の受診につき市の他の補助金の交付を受けるものを除く。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付の申請をする年度に補助対象事業を実施し、次の要件を満たす事業者とする。

⑴　市内で事業を営み、市税を滞納していないこと。

⑵　代表者、役員等が、市原市暴力団排除条例（平成23年市原市条例第13号）第２条第３号に規定する暴力団員等又は同条例第９条第１項に規定する暴力団密接関係者でないこと。

⑶　宗教又は政治を目的とした活動をしていないこと。

（補助対象経費）

第５条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施する事業者が負担した受診に係る費用とする。

２　前項の補助対象経費の算出に当たっては、次に掲げる額を控除するものとする。

⑴　消費税及び地方消費税相当額

⑵　国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては当該補助金の額

（補助金の額等）

第６条　補助金の額は、前条に規定する補助対象経費とし、21,600円を上限とする。

（交付の申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市原市事業者用省エネ最適化診断補助金交付申請書（別記第１号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　市内に事業所を有していることを証する書類

⑵　市税の完納証明書（発行から３か月以内のもの）

⑶　省エネ最適化診断の受診費用に係る領収書の写し

⑷　省エネ最適化診断の結果報告書の写し

⑸　社会福祉法人にあっては財産目録及び貸借対照表

⑹　その他市長が必要と認める書類

２　前項の規定にかかわらず、申請者の同意を得て市長が公簿等によって確認できるときは、同項第２号の書類を省略することができる。

３　補助金の交付申請については、同一事業所につき１回限りとする。

（交付等の決定）

第８条　市長は、前条第１項の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し補助金交付の可否を決定するとともに、市原市事業者用省エネ最適化診断補助金交付（不交付）決定通知書（別記第２号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第９条　前条の規定により補助金の交付の決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、その通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、市原市事業者用省エネ最適化診断補助金交付請求書（別記第３号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第10条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2)　この要綱に違反したとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、市原市事業者用省エネ最適化診断補助金交付決定取消通知書（別記第４号様式）により、その者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条　市長は、前条第１項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

（協力の義務）

第12条　補助金の交付を受けた補助事業者は、市長から事業実施効果等に関する資料の提供を求められたときは、これに協力しなければならない。

（補則）

第13条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際、改正前の市原市省エネ最適化診断補助金交付要綱の規定により作成された様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。